

令和4年度 第3回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2022年（令和4年）11月15日（火）午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委 員：石渡代表、齊藤副代表、加藤委員、小野田委員、石井委員、  
飯塚委員、新城委員、都築委員、小野田委員、松井委員、  
小川委員、澤野委員、高山委員、佐藤委員、船山委員、  
富澤委員、沼井委員、戸高委員、宮崎委員、露木委員、村松委員  
計21名

欠 席：3名

事務局：池田福祉部長  
子ども家庭課（金子、安田）  
障がい者支援課（臼井、松野、真下、増田、鎌田、伊原）  
ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計9名

傍聴者：3名

- 1 傍聴者入室
- 2 開会
  - (1) 委員の出欠席の確認
  - (2) 資料の確認
  - (3) 前回議事録の確認  
意見なし。

### 3 議事

(石渡代表)

報告事項のご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料2、第2回の計画検討委員会からお伝えします。報告事項については、前回の議事録と総合支援協議会の関連図について報告しました。協議事項については、この当時、市内の当事者等団体の方々に対して今行っていた、来年度の計画策定の見直しに向けた聞き取り調査の結果を報告しております。また、今後の予定について、聞き取り調査に加えてアンケートを実施する状況を説明しました。

続きまして、第3回は、10月18日に行われ、報告事項は3点、協議事項は1点

でした。報告事項は、前回の議事録とモニタリングについてです。昨年度の実績に基づいて計画に載っている事業などのモニタリングを現在しておりますので、そちらの報告をしております。加えて、聞き取り調査の結果については前回に加えてさらに詳細な部分までお伝えしました。続いて、協議事項の市民アンケートについては、中身が固まってきている状況があり、そちらについてご意見いただいて、ブラッシュアップし来月実際にアンケートを実施していく流れになっています。

(石渡代表)

ご質問、ご意見、補足はございますか。それでは、報告事項の2番目、総合支援協議会の各専門部会の実施報告について、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料3は各部会の報告になっておりますが、時間の都合上こちらについては、各部会の代表の方々から特別お伝えいただきたい部分をご発言お願いします。

(齊藤副代表)

重度障がい者支援部会について、追加の説明をします。今年でちょうど重度障がい者支援部会は10年ほど活動してきましたが、それまでの間に様々な調査を実施しました。今回10年目ということもありますので、成果のまとめを行い、それらの調査で様々なニーズの様子が分かっています。それから、ここ2、3年、圏域ナビゲーションセンターと共同して、医療的ケア児者の医療的なケアの状況や実数についての調査をしております。今年度も実施しており、今年度は未就学児に関するデータを市からいただきましたので、それも含めてまとめます。ニーズについては、ライフステージ毎に変化する課題や、全世代に共通した課題等という形でまとめていくことになっており、またさらにワークチームを設けて編集をしてまいりました。次回の重度障がい者支援部会で確定版の案を作る流れになっております。

内容の結論から言いますと、様々な問題があり、多岐にわたる専門的な分野の方々が必要になることも踏まえ、部会のレベルでは、これ以上具体的な対策を進めていくのは難しい状態であるという結論になっております。そこで、市の中でさらに専門的で、具体的な回答を出せる別の会議体を作りたいという意見を最終的には提案できればと思っております。

部会から市に直接提言というのは違うので、まず、部会から総合支援協議会に報告を出し、それを総合支援協議会として受け取っていただいたうえで市に対して協議会から提言をするという流れを作りたいと考えております。今年度中に仕上げていくにはタイトなスケジュールになって申し訳ないのですが、12月19日の部会后、総合支援協議会の委員の皆様には部会で作った案を協議会の開催前にデータでお渡ししたうえで検討していただき、それを第4回総合支援協議会にて承認していただいて、協議会として市に提言していく流れを考えています。まずは以上のことについてご了解いただければと思います。

(石渡代表)

提言にかかる報告書は本当に内容が素晴らしいので、ぜひ、委員の皆様見ていただけたらと思います。他に、専門部会からはよろしいでしょうか。それでは協議事

項、3番目の日中サービス支援型のグループホームの定期報告及び評価について、事務局からお願いします。

(事務局：鎌田主査)

資料の4-1から4-6になります。資料をご覧いただく前に、日中サービス支援型グループホームについては、平成30年に厚生労働省の通知があり、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、年1回以上事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受ける、また総合支援協議会から必要な要望・助言等を聞く機会を設けなければならないとされています。本協議会につきましても、昨年度から議論を重ねてきたところですが、前回の協議会でお伝えしたように、神奈川県から市町村に対して、統一した書式でやっていきたいというご連絡をいただきました。ただ、藤沢市としては今までの協議を無駄にしたくないという思いがあり、県には藤沢市で作ったものをお送りするとともに、県へ要望を回答しております。そういったところから、これからお見せする書式については、例えば、住民説明、事前調査票というものや事業所の見取り図、ハザードマップの確認欄が取り入れられ、資料の4-5の別紙5では、感染症対策、防犯や防災、虐待の項目など、本市の意見を取り入れてくれている状況がございます。ですので、皆様にご協力いただいていたこれまでの時間は無駄にならなかったと思っています。

それでは、資料の4-1をご覧ください。こちらは、県が出している資料ですけれども、事業開始スケジュールと事業開始後の定期的な報告の流れが示されています。事業開始スケジュールにおきましては、手順5の部分で市町村の自立支援協議会、こちらでいうところの総合支援協議会への説明があります。こちらの部分で、事業所の方々からは開始前の状況を報告していただきます。

続いて、その時に提出していただくものが、資料4-2として、別紙1と言われる書式です。これは、事前調査票と言われるもので、事業所の基本情報、事業所情報や建物の情報、実施方針・方法、職員配置、利用者予定、障がい種別と区分、短期入所と地元住民への説明、その他という項目で構成されています。

続きまして、資料4-3は結果確認報告シートです。例えば実施方針・方法、それから職員配置、利用予定者、短期入所、その他といった項目を主眼として事業所の方々に対して要望・ご意見をまとめて返していくという流れのものです。ですので、先ほど確認させていただいた手順5以降のところでは事業所とこういった書式を使ってやり取りをしていく流れになっていきます。

続きまして、開始後の定期的な報告についてです。資料4-1に、市町村自立支援協議会による評価という項目がございます。その中で報告書として資料4-4の別紙4、資料4-5の別紙5があり、資料4-4については、協議会に出していくための鑑のようなものですので、事業所名とか、そういったものが主に書かれています。別紙5については、先ほどご覧いただいた資料4-2の事前のシート、評価の表と構造は似ています。施設の概要や利用状況、日中活動の状況、地域生活支援の状況、支援体制の確保等々、我々の意見が届いているような感染症のことや虐待のことも

含めて1年経った位のところで協議会に諮っていく流れです。協議会といたしましては、この右の欄に記入欄というものがありますが、ここにそれぞれの項目に沿って要望・助言・評価を記載していくので、委員については、こういったことを主眼にご意見をいただければと思っております。

加えて、資料4-6として、以前にもお見せしている藤沢市独自に作っていた利用者の動向についての書式です。こちらも別紙5、つまり資料4-5である別紙5と併せて、事業所の方々には提出していただくことで細かい事業所の状況もわかってくるのではないかと、いうところで、県の書式に藤沢独自のを付け加えていく形で運用できればと思っております。以上の事務局の考えについて、本日はご意見をいただければと考えております。なお、市町村独自の書式を付加していくということについては、神奈川県からは問題がないと回答をいただいておりますので、そのことを最後に付け加えさせていただきます。

(戸高委員)

平成30年の通知のことが今の時期に出てくるのが非常に問題ですが、資料4-1についてタイムスケジュールを見ると、法人がその事業計画をして、最終的に県とも協議して、流れの9番目で指定申請が出てくるということで、この流れは非常に必要です。今、民間のグループホームが異常な勢いでできています。基本的には流れでいうところの9番にいきなり行って、その後市町村に戻って、というような状況があります。どこの団体かわからないような事業体がどんどん立ち上げしている状況があるので、本来は、他の事業に関してもこういう手続きを踏む状況を作らないと、民間の事業所の数の増え方、そこのブレーキが全然とまらない。彼らは収益のためにどんどんやっている感じなのでなおさら、このような仕組みを日中型に限らず他にも適用できるような状況を作らないとまずいと思っております。あと、これは具体的にいつから始めるかもお聞きしたいです。

(事務局：鎌田主査)

いつからというご質問については、先日県とのやり取りも最終的なところは終わっておりますので、県は県でブラッシュアップはかけていきたいというお話でしたが、最終版が配られた時点で順次必要に応じて使っていく、というところです。予定としては、来春、年度明けてから開所する事業所がございます。次回の第4回では、この事前調査表を使って新しい事業所の評価を始めていければと思っております。以上です。

(戸高委員)

新しいグループホームの話が実際に動いていることに対して、申請は別にしても報告は必須にするべきだと思います。これから始める人だけでなく、本当にこの間できているだけで全然情報が入っておらず、何をしているのかわからないということがあるので、既存の事業所も数が多いのでここでどれくらい審議ができるかという問題もありますが、既存の施設にも報告をしてもらわなければ、既存事業所も非常に色々課題性があるでしょうから、そこも含めて実施するべきだと思います。

(事務局：鎌田主査)

既存の事業所の方々に対しても今後ご協力を順次いただきたいと思っております。ただ、年内に先に議論していただきたい状況もございますので、既に市内では6つ、事業展開をしているところがございますので、先ほど戸高委員も心配されていたように、それをどのように展開していくのかということについても、今後相談をさせていただきながら着手できるようにこちらも努力していきたいと思っております。

(村松委員)

資料の4-5と4-6について、障がい種別の4つ目として難病等というのが出てきています。この場合、大人の難病は338疾病ですが子どもの難病の場合、小児慢性特定疾病ということで、確か756疾病かと記憶しています。病気の数が違うということもあり、難病の場合の小児慢性特定疾病については区別しておく必要があると思うので、資料4-6の発達・高次脳、それから重心の有無というところに、小慢も入れていただきたいという希望です。

(事務局：鎌田主査)

ご指摘のとおり、ここに加筆していきたいと思えます。

(都築委員)

2点質問があります。改めて数を確認したいと思えます。以前、県内24か所藤沢9か所と聞いたような記憶があるのですが、既存の日中型グループホームの数を教えていただきたい。藤沢は6か所でその内株式会社はいくつなのかが一つ目の質問です。2つ目に、資料4-2と資料4-5について、精神障がいのところにその他の項目が追加されていますが、このその他はいったい何なのか、2つ質問です。

(事務局：松野主幹)

まず1番について、今現在、藤沢市に登録をいただいております日中支援型のグループホームの法人の数は6つとなっております。以前9という数字でお話をさせていただいたことがあったかもしれませんが、棟数といろいろ混在しておりまして、今訂正をさせていただいて、現在行っているグループホームとしては6法人が行っております。そのうちの株式会社が行っているものは4つになります。

(都築委員)

障がい区分のところに“その他”が加わっていますが、これは、発達障がいを含むということでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

含む可能性が高いと思えます。県とのやり取りの中でも実は、藤沢市の意見として発達障がいを入れてくださいと意見していますが、そこは取り入れてもらえませんでした。その代わりに、様々な方がいらっしゃるというのが想像されるので、その他という項目を入れました、という回答はいただいているので、発達もここに入ってくると理解をしています。

(都築委員)

これは、県内統一で使うということで、もう県内市町村から意見が出てきてこれで固まったものだと思いますのでよいでしょうか。まだ変更していくのでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

はい。変更する可能性はゼロではないとは思いますが、県下の市町村から意見を集約した形でこれは再配布されています。これでやっていきたいと県は言っているものですので、これがまずはスタート時点としての完成品という理解をしています。  
(齊藤副代表)

この日中支援型に限った話ではないと思いますが、最近株式とか、今までの社会福祉法人などとは違ったものが多く入ってきていることもあるので、このペーパーだけでは実態、雰囲気は掴みにくい感じがします。急な調査ではなく、何らかの方法でコミュニケーションを図る事も兼ねて、実態を見に行き話を聞くとか、そういった方法を今後検討したほうが良いという印象を持っております。そこでコミュニケーションを図って価値観を共有できるのかですとか、色々なことをやっていく必要があると思います。これは就労でも同じことが言えると思います。そういった意味で今までないようなこちらの動きが必要と感じましたので、今後何らかの形で検討していただければと思います。

(冨澤委員)

市内グループホームの連絡会の代表を務めさせていただいている状況からご報告をと思い発言をさせていただきます。グループホームの住まいと暮らし連絡会というものを市内で毎月開催している中で、一昨年から株式会社のグループホームが増えており、そういった株式会社の方にご出席ご参画いただく形での案内を随時させていただき、徐々にご参画いただいている事業所は増えています。逆に、当初来ていたけれども、その後まったくご出席いただけなくなったところや、なかなか登録はしているけれども出席できない、あとは、実際にどの程度新規の事業所ができていのかを全く連絡会としては正式に把握しきれていないという状況もあります。できる限り、社会福祉法人やNPOだけではない中でそういった一つの会議に皆さんで集まって色々意見交換やお話ができればという活動をしているところではありますので、できれば、市全体としてもそういった団体があるというご案内、情報提供などをしていただけると、こういった評価シートに関する部分も含めて連絡会でも情報共有や意見交換ができてよいかと思いますので、よろしく願いいたします。

(松井委員)

この調査票が出てきてよかったと思っております。私は日中サービス支援型のホームを運営する事業所でもありますので、これまで開所当時と比べて実際に運営していく中での報告書様式はどうしようかと頭を悩ませていた部分がありました。この基準に則ってできることで、現場ともやりやすさことができました。あとは、皆さんが日中サービス支援型の生活内容をどのようにイメージできるかということをお伝えするための補足資料を用意したほうが良いと思っております。ただ、評価を審議するには協議会の時間的な拘束もあると思いますので、事前資料配布で皆さんが各自見て何か評価をそれぞれが出すだとか、評価のやり方が少し見えるといいと思っております。もう一つ、県内事業者の横のつながりというのもありまして、この地域、圏域の部分とは別に政令指定都市の対応としては、この県の書式ですか、同じように使っていくものなのかどうなのか、情報があれば教えていただければと思います。

(事務局：鎌田主査)

今後の具体的な方法は検討の余地もありますしご相談させていただきたいというところですが、政令については、まだ下調べができていない状況がありますので、申し訳ありません。情報収集に努めます。

(石渡代表)

ありがとうございました。ここで休憩を10分ほど取らせていただきます。

(休憩)

(石渡代表)

再開します。協議事項2番目、総合支援協議会等のあり方について、説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料の5、総合支援協議会等のあり方についてお伝えします。まず初めに、委員の方々のご意見をもとに、事務局で委員構成、協議内容、会議の運営の3つにカテゴリズしてまとめたものを使ってご説明します。

スライドの2ページは、いただいたご意見の委員構成の部分です。問題・課題のところで、構成団体の多さや選出されていない団体等の方の意見の反映の不十分さ、会議体が大きくなって協議が進まないのではといったご意見をいただいております。これに対していただいたご提案は、協議会の委員の縮小、その代わりに専門部会を充実させる、1団体あたり希望する専門部会に1つ、1人ずつ参加する、それから、専門部会は課題やテーマに応じて委員の追加及び入れ替えを柔軟に行う、などのご提案をいただいております。これがまず1点目の委員構成の部分になります。

スライド3ページは協議内容です。ご意見としては、各団体の報告が多く、議論の進展が期待できない。計画検討においては、進捗管理が多くて計画の協議ができない。また、協議会においては課題抽出等が多く、課題解決に向けた動きができていない。それから、避難行動要支援者名簿作成の進捗状況の把握などをする場がないといったご意見をいただいております。これに対し、ご提案として、議論は問題点のみ諮るということや、専門部会の検討内容を本会議で協議し、課題解決に向けて具体化すること、それから、年間テーマの設定を部会に委ねる、部会の検討結果を本会議で総括すること、また、名簿については、防災部局による協議会での課題等について報告を要請すること、といったご提案をいただいております。

スライドの4ページは、会議の運営についてです。会議体についての共通認識ができていないのではということや、専門部会の意見が本会議で活かされていないこと、障がい者施策の改善があまり進んでいないのではないかと、というご意見をいただきました。これに対し、提案として、会議進行の手引書などを作る。専門部会の検討結果について、本会議、各委員の専門分野としての立場としての意見を反映する。会議回数を考え直す。専門部会での年間テーマを決定する。計画検討での計画の課題抽出・改善策等の協議をするなど、ご提案をいただきました。

この他にカテゴライズ外のところでは、コロナ禍になって傍聴に行きづらくなってしまったとか、専門部会と行政関係団体などの統合も考えてみてはというご意見もいただいています、それぞれ現時点での事務局の考え方をお示ししています。傍聴については、今後ズームでのご参加も検討していかなければいけないと思っておりますし、会議の統合については、それぞれの会議体で色々と列挙されている状況もあるので、現時点ですぐにというのは難しいかと思っております。

ここからは、皆様のご意見をいただいたうえで、事務局としてイメージを2つ用意しています。スライド5ページです。総合支援協議会の下に、検討委員会を2つ用意しております。課題検討委員会という、これは仮称ですが、課題検討委員会と計画検討委員会を2つ設けています。検討委員会の下には小委員会を設置します。特にその課題検討委員会の真下にあります小委員会については、ここが今の専門部会に一番近いものになるかと思いますが、小委員会については、色々な団体の方々に参加していただけるようにしていきたいとイメージを持っています。形としては、今の総合支援協議会と構造が似ていると思います。親会の下に今も計画検討委員会や運営会議がありますが、そういった形で縦の連携を強くしていくことがこのイメージ1の特徴だと思っております。続きまして、イメージ2です。こちらの一番大きなポイントは、総合支援協議会と計画検討委員会を分け、それぞれ独立した会議体として成立させることです。それぞれ、総合支援協議会と計画検討委員会の下に運営会議を設け、その中では、必要に応じて国の動向や地域課題なども含め、会議の運営に活かしていけるように検討をしていきたいと考えております。計画検討委員会は、総合支援協議会の傘の下に入っていないものの、構造的には今のスタイルを継承する形としております。総合支援協議会は、今、そのままの形に近く、専門部会については、有期の目標設定を持って、各専門部会には先ほどのイメージ1と同様に当事者の方々にはしっかりと入っていただくイメージを持っています。

このようなイメージと、先ほど前半部分で伝えている委員の方からご提案いただいているものを合わせたときに、事務局として委員の方々からいただいている提案にさらに上乘せしたものが残りのスライド部分です。まず、委員構成についてのことについてお伝えをします。イメージ1のところ、協議会の縮小と専門部会の充実というところに関しましては、2つの委員会を設置していることで、本会議の委員はどちらかの委員会に必ず参加していただくイメージを持っています。さらに、各小委員会については、場合によっては本会議、検討委員会、小会議と同じ人になる可能性もございますが、各団体の人などは小委員会にも入っていただくような形で小委員会を充実させて、色々な課題について実現を図っていきたいというイメージです。さらに、提案の2としている、専門部会の柔軟性については、今現在もオブザーバーの参加は一部認めているようなところもありますが、そのように柔軟性を持たせていきます。それから、メーリングリスト等での対応もここでは工夫点としてやっていけるのではということも考えております。続いてイメージ2での委員構成のところについてです。提案の1と3にあった、専門部会の充実のところについては、専門部会に当事者の方々を入れていただくのと同時に、委託の総合支援相談の



方々の参加を検討していきたいと考えております。それをすることによって、地域課題というもの把握しやすくなる状況がございますので、国・県の大きな流れにプラスしてそういったところも拾い上げていけるようになると、より内容の濃いテーマ設定とかもできるのではないかと考えております。続きまして、提案の2でいただいているところは先ほどのお話と重複してしまいますので、当事者の方々二人ずつは各専門部会に参加していただくことと、委託の総合相談の参加の検討を考えております。委員構成については以上です。

続いて、協議内容についてです。委員からご提案いただいたことをそのまま持っていきたいと、イメージ1にしてもイメージ2にしても考えております。ただ、専門部会の検討内容は、どのように課題解決に向けて具体化していくか、毎年様々な課題に取り組んできましたが、単年での解決や目標達成が難しい状況もございました。今考えているのは、3年間の有期で検討をしていくことをイメージ1で考えております。イメージ2も同様に、具体化のところで3年間の有期で検討し、テーマに応じた専門部会を設置し、目標達成型の専門部会を設置していければと考えております。

最後のページ、会議の運営です。まず、提案の1つ目で手引書のこと触れられていましたが、今、国でも法改正のところで協議会のこと議論されています。ですので、今すぐ手引書を作っていくというよりは、法改正、それから国の動向を見ながらそれに合わせていく形で自分たちの足元も確認しながら進めていければいいと思っております。提案の2番、イメージ1では、回数のことについて触れられておりましたが、総合支援協議会は年間2回、各検討委員会についてはこちらも年間2回を設定して、小委員会を年間4回ほどしっかりと開催していくことで厚みが出ていくのではないかと考えております。イメージ2については、こちらも会議の回数のところで、総合支援協議会そのものは年間2回、運営会議それぞれ行うと思いますので、ここも2回設定して、専門部会はイメージ1同様、年間4回と考えています。さらに、イメージ2については、提案の3でいただいている計画の課題抽出の協議を実現していくため、やはり独立性を高めて計画策定と進行管理をしっかり行うことを念頭に置いて会議の運営ができればと考えています。現時点で、皆様のご意見をいただいて進めていくと、事務局としてはイメージ2の考え方がわかりやすくなっているのではないかと感じています。本日、イメージ1、イメージ2について、どちらかに決めるということではなく、それぞれの形や考え方について、さらに良いものにしていくためご意見をいただければと考えています。

(船山委員)

イメージ1、2のいずれもメリットがありますが、基本的には現状の総合支援協議会と専門部会との関係と、福祉サービスの事業者がかなり増えていることを踏まえ、地域で暮らす障がいのある方たちのよりよいサービスを作っていくために、そのサービスの質の向上と人材の育成ということを考えたときにどれぐらい裾野を広げつつ、ちゃんと議論が集約できるような形が必要かということになると思います。そのためにどうしたらいいかというところで事務局がこの1案と2案を考えてくださったのかと思いますが、色んな事業者がいる中でも先ほどの富澤委員のお話のよ

うに、事業所をお呼びして会議を開いた時、最初は皆さん興味があつて来られてもメリットがないと集まらなくなってしまう可能性があると思います。就労系も40近く事業者がある中で、一番彼らが意識されているのが利用者さんをいかに多く獲得するかというところだと思います。それだけではなく、どういうことを地域の中で実現していくかを皆で検討する場ですよというところを前提としつつ理解いただきながら、意見をきちっと集約できるような形を作ってほしいと思います。

(村松委員)

事業所の問題は当事者にとっても大切なことで、非常に人材の部分で苦勞しているということも当事者側の問題として大きく立ちはだかっているのですが、基本的なところではやはりどういう形で当事者目線の形を作っていくのかということが、例えばイメージ1にしてもイメージ2にしても重要なところかと思っています。会議の進行を合理化していくという部分と、当事者の声というのはなかなか合理的な部分が無いこともあるので、その辺をどう拾っていただけるのかを、やはり当事者側からすれば強くお願いしたいところでありますので、その辺の当事者目線の部分で議論を進めていければと思っています。

(佐藤委員)

前々回あたりからこの議題は検討されているところですが、総合支援協議会と計画検討委員会をきっちり分けて進行することがいいのではという意見も出ていて、私もそれに賛同しています。あと、これはイメージですが、例えばイメージ1と2の合議体を考えたときに、1の合議体はかなり数が多いですし、業務的にかなり圧迫するのではという懸念と、重度部会のほうでも齊藤副代表からお話があったように、新たな合議体が市の中で出ていく中では、会議の合議体自体を少し整理していく必要もあるのではと市全体の会議を見たときに思うところもあります。今お話があったように、当事者性はすごく大事なところですし、その参加と、当然事業所さんも毎日支援という形で当事者には関わっていると思いますし、中でも暮らす場面の中では、イメージ2の中で構成員のイメージにあるように、総合相談支援事業所がきちんと委員として参加していくという形は、当事者性含めて大事なところかと思っていますので、その点含めて2案の方を推奨できればと個人的に思っています。

(新城委員)

今の話と直接関わるかはわかりませんが、この数年、4、5年、5、6年になると思いますが、この協議会に関わって、そして様々な藤沢市の行政機関とお話をしてきて、だいぶ課題がわかってきたという気がしています。具体的に言うと、障がい者雇用について、職員課とも話し合いの場を昨年から設けるようになりました。そこで分かったことは、障がい者雇用を促進するための具体的な採用を職員課だけでやっているということがわかりました。つまり、職員課だけでやっていることで、事務職としての採用、障がい者の採用しかやってないということです。この障がい者雇用を促進するためには、職員課だけでなく多くの課にわたって障がい者とどう一緒に働いていくか、あるいは雇用を進めていくかという観点が大事ですが、職員課と話して分かったのは、職員課で障がい者雇用をやる事を考えており、他の課では障が

い者雇用についての調整の話し合いはこれまでしていませんということで、例えば神奈川県だと、当然教育委員会でも雇用率が低いわけですから、教育委員会の中でどのように雇用していくか、各課の中で障がい者雇用をどう促進していくか、あるいは障がい者と一緒にどう働いていくかという観点が大事だろうと私は思っています。しかし職員課と話をしたら、その視点が全くないということが分かりました。それが1点目です。2点目に、防災に関して危機管理課とやり取りをしています。そのやり取りのきっかけが何かというと、藤沢市の視覚障害者福祉協会の私以外の役員から、防災について私たち視覚障がい者は、普段からどんな生活をして、そして災害が発生したときにどうすればいいのか全然わからないので、その辺を市の行政の人から話を聞きたいという声が出ました。これを受けて、障がい者支援課を通して、そういった講演をお願いしたいと言った時に危機管理課を紹介してもらいましたが、危機管理課と話をすると、「障がい者の防災について私たちはわかりません。」「それは障がい者支援課に言ってください。」といった対応で、「それは違うのでは」と思いました。やはりその地域の状態はそれぞれ違い、例えば高齢化もそうですが、障がい者や高齢者、一般の方たちがいて、地域の危機管理のあり方を危機管理課としても理解しないと危機管理はできないと思っていますが、危機管理課は障がい者の事が分からないというような言い方でした。3つ目に、今回聞き取り調査で我々も対応しましたが、聞き取り調査の内容は差別解消法等が出てきても全然変わっておらず、根本的なところが間違っている気がしています。以上3つの課題を感じていて、それらをどう取り上げていくのかをお聞きしたいと思います。

(事務局：松野主幹)

障がい者雇用の関係については、職員課と情報共有させていただいております。ただ、防災については詳細の把握がなく大変恐縮ですが、避難行動要支援者名簿や個別避難計画も防災部門で取り扱っているものですので、「障がいのことは全く分からない」という発言があったとすれば、本課からも確認をさせていただきたいと思えます。この件は詳細が今は分かりかねますので、担当課と一度調整をさせていただきたいと思っております。

(新城委員)

これについては臼井課長に連絡していて、危機管理課と一緒に防災の講演会に関しての話し合いの場を早く設けてほしいと言っていますので、よろしく願いいたします。

(事務局：松野主幹)

はい。そちらについては、私も同席させていただきたいと思えます。各課で庁内連携して今後も事業を進めていきたいと思っております。

(新城委員)

自助・共助・公助というのがありますが、今回の学習会の中で私が考えているものとしては、例えば障がい者や障がい者のいる家庭として、自助としてはどういことを普段からしていけばいいのか、あるいは災害発生時にしていけばいいのか。また共助としては、自治会、地域との関係で、近所づきあいや自治会との連携など、ど

うしていけばよいのか、公助は何をしてくれるのかが、全然分からないという感想です。東日本大震災が起こってもう11年過ぎているにも関わらず、まだこの状況なのかと思っているところで、そのことをしっかり考えてもらいたいと思っています。聞き取り調査についても、そういう課題を基本からもう一度見なおす、考え直す必要があると思っています。

(事務局：松野主幹)

私も11月24日に開催されます意見交換のところで、どのようなことご指摘いただいているか予め危機管理部門にもお伝えさせていただきたいと思います。

(村松委員)

今の話を聞いていて、総合支援協議会の個別の具体的な課題を取り上げられている中で、総合支援協議会の回数を減らしていくことが示されておりますがその場合、イメージ1の、例えば課題検討委員会が設けられていることもあって、それを補うことができるのであろうと当事者課題の面では感じますが、イメージ2の中で、この課題検討の扱いはおそらく総合支援協議会の中に入っていくとなると、総合支援協議会の回数を減らした時、課題に対する議論が非常に薄くなっていくことがありますので、私はイメージ1でも2でも良いですが、課題に対する集中した議論ができることを保証する意味からいうと、総合支援協議会の回数も含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

今のご意見について、総合支援協議会のところでイメージ2についてお伝えをするならば、運営会議においてもその手のことは検討していきたいと思っておりますし、より専門的なお話であればそのための専門部会ということで、具体的に何をどう実践していくのかを多くの立場の方々含め、密度の高い状況で検討していただきたいと考えておりますので、会議の実際の数は今後また検討しなければいけないところですが、とどのつまり目指していきたいところの大きさは、スタイルこそ違いますが、さほど変わらないというご理解をいただければと思います。

(村松委員)

運営会議に当事者は入っていくイメージはありますか。

(事務局：鎌田主査)

現段階だと、部会の代表と代表・副代表しか今はいないこととなっております。

(村松委員)

そうですね。

(事務局：鎌田主査)

運営会議についても、そういった形含め検討していきたいと思っております。先ほどからお伝えしている通り、当事者性の担保を考えますと大事なところですので、大勢でということにはならないかもしれませんが、検討していきたいと思っております。

(村松委員)

当事者性の担保をどこで取っていただけるのかということは、当事者性の担保には手間も時間も掛かり調査の中で進まないからということも出てくると思いますし、

そのバランスの問題だとは思いますが、どう整理しどこで担保する場所を作るのか考えていくことによって、いろんな意味での整理ができてくると思うので、ぜひ、そこを担保していただくことを念頭に組み立てをしていただきたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

承知しました。ありがとうございます。

(都築委員)

イメージ1、2に共通して専門部会の充実が挙げられています。小委員会が専門部会にあたるものだと思うのですが、この充実に関してはメンバーの充実が書いてありますが、内容の充実ということに関して、図には今専門部会が4つなので4枠示されているかと思うのですが、今の専門部会に限定せず、今後変更になったり増えていったりという可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

その可能性は十分あると思います。当然、検討しなければいけない内容によって、数の増減は考えていかなければいけませんし、そこにかけていく時間も解決しなければいけない内容が大きくなるほど、そこへの配分が必要になってきますので、なるべく柔軟に対応できるようにしていきたいと思っています。

(沼井委員)

皆さんのお話と観点が違うかもしれませんが、福祉は結局皆さんが自分事としてスタートするのが一番いいかと思っています。当事者、家族の方は勿論、一般市民の方々がお互いを知ることが一番大事なことで、そういう意味では、総合支援協議会をもっと一般市民に見えるようにしていく、見える化の研究をやっていただきたい。確かに、事業所毎に課題があると思いますが、それをわかりやすく、市民が興味を持つような、そんな話題提供を協議会として忘れないでほしいと思います。もう一つ、世界情勢が非常に厳しくなっていて、国政レベルではいろんな予算のこととかが出てきます。人材や予算は大事なことです。大きな見方として、平和でないという仕事はできないので、そういう観点も大事にしながらやっていただければと思います。前回、サービスラーニング、学校教育の大事さについてお話しましたが、全社協では既に研修会をやっているそうです。藤沢でもそういったことを何か具体化できればと教育関係の先生方には、ぜひお願いしたいと思っています。

(石渡代表)

自立支援協議会によってはニュースレターを出しているところもあり、市民への見える化を追及しています。その他、ご発言ある方いらっしゃいますか。それでは次第のその他について、事務局、ご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

情報提供の1つ目といたしまして、神奈川県で条例を定めたというところで、『みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例』を情報提供します。こちらは、“みんなで読める”ということで、やさしい日本語を中心とし、簡易な形で書いているものです。神奈川県のホームページにアクセスしていただきますと詳細版もございますので、興味のある方はそちらもご参考ください。

続きまして、宣伝も兼ねてお伝えします。藤沢ふれあいフェスタ2022が来月12月3日に市役所の分庁舎と本庁舎を使って開催予定です。ここ数年、コロナの影響で開催ができておりませんでした。約3年ぶりに復活という形で開催をします。ご興味のある方にはチラシ等完成しましたら情報提供いたします。障がい者支援課にお問い合わせいただければ情報提供できますのでよろしくお願いいたします。

3点目は、先ほど資料5のところでも触れましたが、法改正に向けて国が動いている状況です。今回、国から資料が出てきましたので、その抜粋資料を情報提供いたします。今回の改正の概要としては、大きく5項目、まず障がい者等の地域生活の支援体制というところで今日も話題になっているグループホーム等が触れられています。それから、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進について、ここは新たなサービスの創設も含めて語られている部分がありますので、そこと今後どういった連携をもって就労支援をしていくのか、国が検討している状況があるようです。3つ目は、これは継続しているとは思いますが、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備について、退院後のフォローをどのようにしていくのかについて見直しが入っております。4つ目、難病患者及び小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化というところで、見直しが入っている状況です。5点目が、障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備というところで、情報をいかにしてコントロールするための仕組みづくりをしていくというところがあります。その他はサービスの指定の部分や地方分権、居住地特例に介護保険の施設も加える話も話題として挙がっています。国ではこういった法改正をしていく流れがありますので、以上のとおり情報提供させていただきます。

(事務局：臼井参事)

事務局臼井です。活発な意見交換、そして大切な示唆をいただきまして、ありがとうございます。以上を持ちまして、第3回の協議会を閉会とさせていただきます。最後に次回の開催予定のご案内をさせていただきます。次回の開催予定日については、年明けまして1月31日火曜日、時間は本日と同じ午前9時30分から11時30分。会場は、ハイブリッドの予定ですけれども市役所のほうは今度8階の8-1、8-1会議室を予定しております。以上になります。本日はありがとうございました。

(議事終了)